

佐賀県告示第三百三十九号

家畜商法等の施行に関する要綱（昭和三十七年佐賀県告示第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十八日

佐賀県知事

古

川

康

様式第一号を次のように改める。

様式第一号

(番号)

【写真添付】

- ・申込前6月以内に撮影したもの
- ・上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの
- ・縦4センチメートル、横3センチメートル位のもの

家畜商講習会受講申込書

年 月 日

佐賀県知事

様

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

生年月日

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習を受けたいので申し込みます。

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。

2 家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項ただし書の規定により講習の特例措置を受ける場合は、家畜商法施行規則（昭和37年農林省令第4号）第4条の各号に掲げる資格（獣医師又は家畜人工授精師）の免許証の写しを別に添付してください。

3 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

収入証紙欄

附 則

この告示は、平成二十三年十一月一日から施行する。